

第 13 回調布市住民自治基本条例に関する市民懇談会傍聴アンケート内容 * 表記, 表現は原則として, 傍聴者の記入されたとおりとしています

* 公開不可の記入があったものは, 公開しません

* () は事務局の補足です

NO.	カテゴリー	Q	A
1	全般	<p>まだ条例としての正式な文ではないので, 今日話された要旨を盛り込んだという趣旨と理解していますが, 「ねばならない」の表現が多いので, できるだけ最終的に読みやすい形をお願いします。</p>	委員に開示します。
2	全般	<p>座長提示の第 1 条～第 20 条は全体に亘って納得でき, 流石と思った。第 9 条(要綱行政抑制の原則)は, たぶん, どの市町村でも定めていない独自の規定(調布市の条例の「独自性」「特徴」につながる)ではないか。短文の中に, 行政の独走を抑え, 議会重視の視点がよく表れていると思った。</p> <p>また, 第 10 条も住民の責務を定めつつも, 住民の監視の権利を保障したものと読め, 大歓迎。</p>	委員に開示します。
3	最高法規性について	<p>最高法規性以外にも, 法というものは, その中に改正条項を盛り込むことが当然だと考える。ただし, 最高法規ということで, 他の条例の改正条項よりも改正を難しくすることが考えられる。そこに, 調布らしさを出すこともひとつの基本条例作りにつながる。</p>	委員に開示します。
4	最高法規性について	<p>(座長案)第 2 条の最高規範性についても, 多摩市が市民案に書かれた同様の(特に第 2 項)条文案を避けたが, 座長案は勢いよく踏み込んでおられ, ぜひ調布市の自治基本条例に盛り込まれることを期待したい。</p>	委員に開示します。
5	住民の定義について	<p>地方自治の住民とは, その地域における生活上のステークホルダー(利害関係者全員)全員を言うことだと考えている。この考え方を基本条例の中に入れるべきである。もともと, 住むとは, 生活を営むことではないだろうか。通勤・通学者も調布で生活している時間があるわけで, もともとの「住む」の意味を行っているのではないか。この考え方を基本条例の中に入れるべきである。</p>	委員に開示します。

		<p>地方自治法10条1項によると、当該市域内に住所がない者は市民でないように読み取れる。重要なことは、10条2項以降において、又、他の法律において、日本国内で「住民の定義を変えてはいけない。」若しくは「住民の定義を違う形で用いてはいけない」という様な条文がないか心配なことである。例に学校教育法83条の2 名称の仕様の禁止等 例えば、学校教育法52条には大学があり、これ以外のものは大学の名称を用いてはいけないことになっている。大学は52条のものに限定されている。</p>	
6	住民の定義について	<p>住民の定義についての議論がありました。市民か住民かについて、憲法にある住民を基本に置いてという考え方について理解はできます。しかし、他市でもあるように、まちにかかわる人をどうとらえ、どんなまちづくりを実現していきたいか、という視点から考えると、今まで市内在住・在勤・在学の方を市民と定義し「市民」ということばを広く活用し、考え方の基本に置いてきたものとしては、違和感があります。この点については広い議論をさらにつみ重ね、決定すべきではないかと考えます。現時点では、三鷹、多摩等が定義している市民についてのほうが、私は違和感なく受け止めることができます。</p>	委員に開示します。
7	市民参加について	<p>神長先生の第8条(住民参加実施の原則)について、確かに次世代の参加の配慮は必要である。We e k d a yに働いている勤労者の参加の配慮はいらないのでしょうか。</p>	委員に開示します。
8	市民参加について	<p>住民がよく交流し、助け合い、議論しあう地域は、犯罪の少ない、子どもも明るい、理想に近い地域になるというデータがあるようです。このような調布をつくりたい。</p>	委員に開示します。
9	市民参加について	<p>住民投票制度は、直接民主主義の多用であり、本来は民主主義は直接民主主義が理想であることを考えると、できるかぎり間接民主主義を直接民主主義にする研究をすることは大切なことである。</p>	委員に開示します。
10	市民参加について	<p>市民がまちづくりに参画し、神長案の6条と8条を行使するときには、市長、議会だけでなく、市民もその発言と行動に責任を持つことが大切である。</p>	委員に開示します。

11	市民参加について	自治を実現する為の基本条例であれば、1つの意志決定の手段として、細かい規定は別にしても住民投票は盛り込むべき項目だと思います。ただし、「住民」の定義等は必要ですが。	委員に開示します。
12	住民の権利について	例えば、「夜安心して歩く権利」ができたときは、それを犯した犯罪者に対して、民事訴訟等において、住民代表訴訟等で損害賠償、慰謝料の請求権が生じます。	委員に開示します。
13	住民の権利について	「住民の責務」が議論になったが、条例で市民参加等の権利を定める限り、権利と責務は表裏一体であるから、「住民は自らの発言と行動には責任をもつ」と謳って欲しいと思う。	委員に開示します。
14	その他	(座長案の)9条の要綱行政抑制の原則は新しい視点でなるほどと思いました。知らない間に要綱ができている場合もあります。ものごとの基準になるものについては、必ず公の場で議論し、条例として市民に明らかにしていくべきと受け止めています。	委員に開示します。
15	その他	(座長案の)第7条の計画行政については、基本的なことは理解できますが、「市政が行政評価に基づいて遂行されなければならない。」という文は、行政評価の手法など、まだ試行錯誤の段階にあるので、しっかりと書き込みするなりしないと、行政運営が逆に停滞することもあると危惧します。行政の政策を評価し、その事を行政運営に反映していくべきという事かと思うので、少し表現を検討していただきたい。	委員に開示します。
16	その他	住民の責務と議会の責務が連動するので、共に「基本条例をよく理解し - 」とわかりやすい表現になったのかと思いますが、基本条例を理解すればすべて解決することにはならないと思います。もうすこし広範な視点からの提案で書かれた方が納得できるのではないのでしょうか。	委員に開示します。
17	その他	勉強、検討は生活の創造・改善に用いることが大切であり、それができないものは自己満足であると考えます。自己満足で終わらないように、勉強、検討が生かしていけるような制度づくりが必要だと思います。	委員に開示します。

18	その他	公募のやり方で、応募者全員を委員とするやり方は、調布でも社会教育基本計画作りで実行されました。(10月25日、市議会を通過して、正式な社会教育基本計画となっている。)	第13回の最後で委員に紹介しました。
19	その他	監視というのは不信感からだけするものではない。日本の三権分立は三権がそれぞれ他の権を監視しているものである。ここでは監視される権(例えば国会に監視される内閣 - 立法権に監視される行政権 -)の質を高める為の監視である。 - このような監視の制度は必要である。	委員に開示します。
20	その他	(追補した)資料について、傍聴人にも配付してほしい。	第13回のみを使用するものではないので、閲覧用とさせていただきました。インターネットで検索できる例規集を御利用ください。行政資料室にも配架しております。